

令和 6 年

第 1 回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和 6 年 1 月 26 日
至 令和 6 年 1 月 26 日

飯 舘 村 議 会

令和6年第1回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	1. 26	金	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

令和6年1月26日

令和6年第1回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

令和6年第1回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和6年1月26日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和6年1月26日 午前11時00分				
	閉会	令和6年1月26日 午後 1時28分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	飯 畑 秀 夫	○	2	花 井 茂	○
	3	横 山 秀 人	○	4	佐 藤 眞 弘	○
	5	佐 藤 一 郎	○	6	渡 邊 計	○
	7	菅 野 新 一	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	佐 藤 健 太	○	10	高 橋 孝 雄	○
署名議員	3番 横 山 秀 人		4番 佐 藤 眞 弘			
職務出席者	事務局長 細 川 亨		書 記 伊 藤 博 樹		書 記 高 野 琢 子	
地方自治法の 第121条のよ り説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	高 橋 祐 一	○
	総 務 課 長	村 山 宏 行	○	村 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○
	住 民 課 長	志 賀 春 美	○	健 康 福 祉 課 長	石 井 秀 徳	○
	産 業 振 興 課 長	三 瓶 真	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 課 長	高 橋 政 彦	○	生 涯 学 習 課 長	山 田 敬 行	○
	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	三 瓶 真	○	農 業 委 員 会 長 農 会	菅 野 啓 一	△
	選 挙 管 理 委 員 会 長 書 記 長	村 山 宏 行	○	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員	伊 東 利	△
代 表 監 査 委 員	高 野 孝 一	○				
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和6年1月26日（金）午前11時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第1号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 5 議案第2号 商業施設整備工事請負契約について

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（高橋孝雄君） ただいまの出席議員10名。定足数に達しておりますので、これから令和6年第1回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、その他案件1件、計2件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。令和5年12月15日、広報編集特別委員会が広報編集のため開催されております。

また、1月24日、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が、木質バイオマス発電所視察のため開かれております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、令和5年度定期監査の結果について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和5年11月及び12月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、令和5年発委第2号について、復興大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣宛てに意見書を送付しております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 横山秀人君、4番 佐藤眞弘君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（高橋孝雄君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長(高橋孝雄君) 日程第3、村長提出の議案第1号から議案第2号を一括し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長(杉岡 誠君) 本日、ここに令和6年第1回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

まず、1月1日に発生しました能登半島地震により亡くなられた方々に対し、哀悼の誠をささげますとともに、被災された方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。被災地においては、現在も生活インフラの復旧が大きな課題となっており、大変な状況が続いているため、先般、2名の職員を富山県氷見市に派遣いたしました。

なお、今後も福島県と連携した職員派遣のほか、義援金の募集や物資の支援など、可能な限り被災地の意向に沿った形での支援に取り組んでまいり所存です。

さて、本日の臨時会は、国の物価高騰対応重点支援給付金の加算等に伴う一般会計補正予算と、商業施設整備工事に係る請負契約についてご承認いただきたく招集いたしましたものです。

それでは、提出いたしました議案についてご説明いたします。

議案第1号は、令和5年度飯舘村一般会計補正予算(第10号)です。既定予算に4,180万2,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を170億2,550万8,000円といたしました。歳出の主な内容は、民生費の社会福祉費に3,741万円、農林水産業費の農業費に240万9,000円、商工費の商工費に198万3,000円を追加いたしました。この財源には、地方交付税国庫補助金繰入金を充てております。

議案第2号は、商業施設整備工事請負契約についてです。令和6年1月24日に、7者による指名競争入札を行った結果、仙建工業株式会社福島支店が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は5億138万円です。

以上が、提出いたしました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長(高橋孝雄君) 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

(休憩中、総務課長の議案説明)

(午前11時06分)

◎再開の宣告

議長(高橋孝雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時30分)

◎日程第4、議案第1号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算(第10号)

議長(高橋孝雄君) 日程第4、議案第1号令和5年度飯舘村一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） 13ページですね。ここに住民税非課税世帯と、あと均等割課税世帯と、あと通常課税世帯とあるんですが、これの大体目安になる金額というのはどのくらいなのか、お知らせをお願いします。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前11時31分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前11時35分）

住民課長（志賀春美君） 先ほどの渡邊議員のご質問にお答えいたします。

給与収入の場合の目安は103万円となります。農業所得者等につきましては、収入から経費を差し引いた額、43万円を超える方が課税対象となります。均等割のみの世帯では、所得はありますが扶養の人数が多いとの理由で所得割が課税されずに均等割のみの課税となっている世帯のことをいいます。1人でも課税の方がいれば、その世帯は課税対象となるということでございます。

以上です。

議長（高橋孝雄君） よろしいですか。

6番（渡邊 計君） ちょっとここでも全部理解し難いので、後で何らか書類的な紙で、ペーパーで資料を出していただければと思います。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑は。

8番（佐藤八郎君） 中身的に、先ほど全協で説明いただいたので分かりましたけれども、この商品券を村民が使うのに、せっかく応援するという事で支援いただいたけれども、なかなか容易でないという部分では、村内にいる商品券を頂く世帯はどのくらいあって、村外はどのくらいあって、全国的にいろいろ商品券の場合を見ると、やっぱり費用対効果を含めてアンケートを取って、希望を取って、いろんなところで使えるようにするとか、村内だけにするとか、いろいろあるようですけれども、その辺の検討はどんなことをされてこの結果になっているのか。

総務課長（村山宏行君） 商品券に関しますご質問であります。

村としましては、この商品券に取り組む際の経過としましては、やはり村内の商工業者にまず活性化を図りたいという一面もございますし、また、村のいわゆる住民票を全て村に残したままで様々転居されている方が多くいらっしゃいますので、そういったところでもいわゆるご質問にありましたような、村外、村内の数ほどのぐらいたという把握はしておりません。

ただ、先ほど申し上げましたように商工業の振興、それから、なるべく多くの方々に、村に機会を捉えて来ていただいてというような目的もございまして、商品券ということを選択したところでございます。

8番（佐藤八郎君） 商品券は世帯ですから、現在飯館に戻ってきて住んでいる方の人数と、

村全体の村に住所を置く方の人数を差し引けば、村外という数字は出てくるんじゃないですか。

住民課長（志賀春美君） 調べて、後ほどお答えいたします。

8番（佐藤八郎君） 今、総務課長から商工業者への支援の意味も大きいので村内で商品券というお話だったんだけど、多分これ、今回重なって13万円となったときに、3万円はもう使わないわと思う世帯が、だって車ない人がもらってくるのも大変だし、頼んできたら大変だし、そういう方が何か出そうな心配をしているんですけども、そういう方は3万円の商品券を必要な方に、3万円だか1万円だか2万円だか分からないけれども、お金に換えるようなことに、そういう方も出るのではないですかという心配をしていますけれども。私も前に商品券、これではないですけども6万円購入したときに、なかなか6万円を一遍に使うのにどうするかというのは、6万円近い価値のあるものを買えばいいだけの話だと言われても、なかなか大変な苦勞をしたんですけども。そして今回、3月という期限があって、2月どれだけ雪降ったり道路事情悪くなるか分かりませんが、なかなか大変な、13万円頂いた方の3万円の商品券が使われないで終わってしまうような心配しているんですけども、その辺はどうですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 3万円の商品券の使い方であります。

今言ったような、議員がおっしゃるような心配、当然あるかとは思いますが、先ほど総務課長が申しましたように村内の企業を使っていただく、そういったもので村の中の経済を回していただきたいという部分もあります。

ただ、今言った遠方の方でどうしても使えないのではないかという心配される方も聞いているところでありますが、今回、商品券と一緒に送らせていただきました取扱店一覧の中の店舗は、物によっては品物ということであれば、遠方の方が商品券をその職員に送って郵送していただくとか、そういったことも中には取り扱うことができる店舗もあるということも聞いておりますので、ぜひ利用の仕方については商工会等に問い合わせさせていただいて、こういったものでは使えないのかとか、遠方の方なんですけれども、そういったやり方でお店によって取扱いできるのかどうか確認していただきながら、ぜひ利用していただきたいと考えているところであります。

以上です。

議長（高橋孝雄君） よろしいですか。ほかに。

1番（飯畑秀夫君） 私のほうから1点質問いたします。ナンバー2の資料の13ページ、物価高騰対応重点支援給付金（子ども加算分）についてお聞きいたします。

先ほどの説明だと、住民税非課税世帯、住民税均等割のみの課税世帯の子供180人とお聞きしましたがけれども、その子供というのは義務教育までなのか、18歳までなのか、お伺いいたします。

また、通常課税世帯の子供さんには物価高騰対応重点支援給付金（子ども加算分）はないということですが、その対象外の子供は何人いるのかお伺いいたします。

住民課長（志賀春美君） 11歳以下の村内に住所を有する子供の数は450人おります。こちらは12月1日現在の人数であります。失礼しました、18歳以下の子供の人数でございます。こ

ちらは全体の4割というふうには、給付金を給付する世帯は450人のうちの全体の4割となっております。

以上です。

1番（飯畑秀夫君） 450人いるということなんですけれども、やっぱり村の子供、私とすれば将来を担う子供たちに同じく、幾ら通常課税されていても支援すべきだと思いますけれども、この交付金は課税されている人には使えないものなのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 国から来ております、この事業も、いわゆる法根拠については非課税世帯または住民税均等割のみの世帯となっておりますので、それは明示されているところでございます。

1番（飯畑秀夫君） 分かりましたけれども、できればやっぱり均等、同じ子供たち、村の住所のある子供たちには、村独自でも支援してもらえればと思って、私の質問を終わります。以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ございませんか。

3番（横山秀人君） 議案第1号、資料ナンバー2について質問をいたします。まずページ番号が11番、国庫支出金、国庫補助金についてであります。

今回、生活応援商品券発行事業についての財源構成がありました。商品券については昨日自宅のほうに届きました。その後村民の方から、やはり先ほどもありましたが、村外に住んでいる、車が運転できない人はどうするんだという問合せがございました。役場に確認したところ、役場にも何件か問合せがあったということでもあります。これ参考に、役場はそういった問合せがあった際にどのような説明をされているのかお聞きした上で、私もそれと違ったような説明をしないようにしたいと思いますので、参考までにどのような説明をしているのか回答をお願いいたします。

あわせて、今回3万円がもし使われなかった場合、国庫交付金で財源が充当されているものと、村で支出予定しているものと、どのような処理になるのかについてご質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 遠方の方でなかなか使いづらいという方への村としてのお答えということでもあります。

先ほど佐藤八郎議員の質問にもお答えいたしました、遠方の方はなかなか使えない、こちらに来れないという方もいるということでもあります。できるだけ交通機関とか、あとはお休みなんかを使って来れる方であれば、来れるときにお願いしたいという話もさせていただきますが、どうしてもそういったことができないという方につきましては、やはり先ほどと同じように、取り扱っている物であれば送っていただけるような業者さんとか、そういった部分は商工会のほうに確認していただいて、そういったことができないかという相談はしていただきたいということでもあります。

また、基本的に換金とか人にそれを譲渡するとか売るとか、そういったものはできませんし、税金絡みの部分とか公共料金にも使えないということでもありますので、基本的には物とか、何かそういったもので使っていただくということが前提になっているものであります。あとは、それぞれ工夫しながら使っていただく必要がありますし、また細かい点は

商工会あるいは村のほうに、こういったものはどうだという部分については個別に質問をいただきながら、できるだけ丁寧に答弁、回答して、できるだけ使っていただけるような工夫をしてみたいということでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点、使えなかつたものについては今ほどお答ひしましたように、最終的にはそれは紙になつてしまひますので、もつたない話ではあります、どうしてもそれをまたお金に戻すとか、そういった精算はできませんので、残念であります、言葉は悪いですが無駄になつてしまふ部分も出てしまふのかなと思ひております。できるだけ皆さんに使ひ切つていただくようにお願ひしたいところであります。

以上でございます。

3番（横山秀人君） 3月31日までまだ期間がありますので、やはり使用について不安に思つてゐる方もいらつしやいますので、追加資料で、例えば村内の商工会の一覧はございました。その中で、この業者さん、会社さんに関しては通販で送ることも可能ですという形の追加資料で送つていただければ、その方は、じゃあこの人知つてゐるから送つてもらおうとか、次のところにスムーズに移れるのかなど。1件1件確認してゐては大変なので、また回答する役場も大変だと思ひますので、追加で発送できる会社等の一覧等を送つていただければどうかという、ひとつ提案であります。

あと2点目に関しては、今回交付金で3万円分商品券來てゐるわけですが、それを使わなかつた場合は、その3万円は国に戻さなければいけないのか、それとも何か村で別な予算に使えるのか、その確認です。

総務課長（村山宏行君） こちらの交付金につきまして、使途も限定されておりますので、余つた場合には国庫に返還というふうになります。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 通販等で使えるような業者を周知してはどうかというご意見をいただいたところであります。商工会等に確認をして、できるだけそういった情報を伝えられるような工夫はしてみたいと思ひてゐるところであります。

また、使う期間についてもかなり短い期間ということでもありますので、なかなか広報等に同封という形だと遅れる部分については、ホームページ等も活用しながら周知はしていきたいと思ひますし、また期間が延長されることも十分考えられますので、その際には、今回お送りした文書の中にも入つておりますが、広報あるいはLINEなどを活用して、期間が延長になつた場合にはそのような周知も速やかにしてみたいと思ひておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番（横山秀人君） 続きまして13ページ、民生費の物価高騰に対する給付金等に関する質問を2点いたします。

1点目は、令和5年度様々な物価高騰対応生活者支援事業を行つてまいりましたが、村費、村単独で村民の方に生活支援をした総額について教えていただきたいと思ひます。

あと2点目は、この課税・非課税の判定は令和4年の収入だと思ふんですね。実際もう令和6年の段階になつてゐます。以前何かの事業で、例えば令和5年の申告は終わつてゐないけれども、令和5年非課税になる予定だといった場合に、その方もこのような給付金を申請できる事業があつたと思ふんですけれども、今回そのような令和5年の収入見込み

において、みなしにこの給付金を頂ける制度はあるのかどうか、確認いたします。

総務課長（村山宏行君） 私のほうから、まず1点目のこれまでの村の単独事業、どのぐらいの予算になったのかということですが、一般会計からの今回の1月の補正を加えて、一般会計の部分、村の単独部分につきましては6,790万円ほどです。それから、国庫から来ております部分が1億900万円ほどです。このような内訳でございます。

住民課長（志賀春美君） 横山議員の2点目のご質問にお答えいたします。

令和5年度の申告の額を基準にした給付金の制度というのは、現在のところございません。

以上であります。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 昼食のため、暫時休憩します。

再開は13時10分といたします。

（午前 11時 5分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時 10分）

住民課長（志賀春美君） 先ほどの佐藤八郎議員のご質問にお答えいたします。

1月1日現在の避難の状況でございます。村内の居住者は1,526人、803世帯。村外避難者は156人、92世帯。県内避難者は3,001人、1,225世帯。合計避難者は3,157人、1,317世帯となっております。

以上です。

3番（横山秀人君） 午前中に引き続き質問をいたします。

先ほど物価高騰対策において、飯舘村単独ということで6,790万円の上乗せをした上で村民の方のほうに給付しているというご回答がありました。実は村民の方に聞いてみますと、口座振込であったりとか商品券であったりとかということで、なかなかこの物価高騰対策の全体像が見えないと思っています。話をしても感じます。ですので、単独で6,700万円の貴重な一般財源を充てているということを広報等で、飯舘村議会とも検討した上で決定しているということを皆さんに広報いただきたいと思っております。

では、続いての質問に入ります。13ページの商工費についてであります。

天皇レセプション旅行手配業務ということで、一般財源で約200万円の予算を組んでおりますが、こちらの詳細について再度ご説明をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 13ページの天皇レセプション旅行手配業務、それから、その上の普通旅費についても天皇レセプションの関係の費用でございます。内容につきましては、経産省で諸外国にいろいろレセプション等を開催しているところであります。その中で、先般1月初旬に天皇誕生日レセプションに合わせて、福島県の産品、それも被災地域のお酒をPRしたいということになっているとお話をいただき、そこで福島県「どぶろく特区」認定第一号であります本村の「氣まぐれ茶屋ちえこ」さんの「どぶちえ」を提供していただけないかという話をいただいたところであります。天皇レセプションは3回

ほどございますが、その中の2月22日に米国で開催されます、サンフランシスコ総領事館で開催される天皇誕生レセプションで、村の産品であるどぶろくを提供したいということで進めてきたところであります。

そういった中で先日、そこに村のほうでPRする機会をいただけるということが正式に決まったところでありまして、実際に行く日は2月21日に出発をし、24日の早朝帰ってくるというスケジュールになってございます。レセプションについては2月22日の夜ということになります。

この旅行手配業務ということで、なかなか村内の方1人で行ってこいというわけにはいきませんので、旅行代理店、旅行会社のほうに同行していただける方1名を手配して、そこに村の職員も1名で、直接主体の経営者である佐々木千栄子さんにつきましては経産省のほうで旅費を持つということでありますが、後々気まぐれ茶屋を継続する娘さんも一緒に行っていたほうがいいということで村でも判断しておりまして、その方も合わせて、旅行手配の業務、つまり随員の旅行会社1名と村職員1名、それから佐々木さんの娘さんの3名の分を業務の中でお願いしたいということで予算を組んだところであります。

また普通旅費につきましては、羽田空港発着ということでそこまでの新幹線代と日当、そういったものを旅費のほうでは設定したところでございます。

以上になります。

3番（横山秀人君） 海外に行くということでありますね。分かりました。

今の経過からしますと、この経費に関して村費で200万円使うわけですが、何かしらの特別交付税対応とかいう財源措置はあるのか、確認いたします。

総務課長（村山宏行君） こちらについては全て単費でございます。交付税措置等はございません。

3番（横山秀人君） 200万円をかけてのPR活動だということでありますけれども、先ほどですと村のどぶろくしか商品のご説明はないんですけれども、こちらについては村の産品たくさんあるわけですが、そちらも付随してサンフランシスコ領事館のほうでPR等を行うという考えはありますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今回要望いただいているのが福島県産の被災地のお酒のPRということで、どぶろくに限っての要望ということで、村としてはどぶろくのみを郵送してPRをしていくということになっております。

3番（横山秀人君） この質問最後になりますけれども、今の流れですと、やはり全てを一般財源で行うということは、とても高額だなというのは感じます。ただ、いろんなPR等もあるということなんですけれども、こちらに関しては、国のほうにぜひ財源をきちんと対応していただきたいということで村から要請いただければと思います。

以上で終わります。

村長（杉岡 誠君） 国のほうに旅費等の財源措置をとる今ご要望の話ありましたが、村のほうで派遣をさせていただく職員、あるいは旅行代理店の方、あるいは佐々木さんの娘さんについては村のほうの判断ということでありますので、これの財源については村のほうできちんと出すというのが筋だろうと思っております。なお、国のほうからは佐々木千栄

子さんの旅費については全て見ますと、宿泊費も見ますということで1名分のみという形でありましたので、それでは村としては安心して送り出すことはできないということもあるし、PRについて村としてどぶろくだけを展示をさせていただきますが、いろいろとお話をする機会があるかなということで職員も出しますので、そういった村の効果ということを考えて、村の単独予算の中で今回上程させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。なしならなしと言ってください。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第2号 商業施設整備工事請負契約について

議長（高橋孝雄君） 日程第5、議案第2号商業施設整備工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 商業施設整備工事そのものについてじゃなくて、関わる道路のことでは何か、県道も含め何か協議されていることがあるんでしょうか。確認しておきます。

建設課長（高橋栄二君） 県道部分とのことだと思っております。県道としましては、あそこの交差点、右折レーンの計画があるということでございますが、整備するに当たっては時間がまだかかるということで聞いているところでございます。図面でお示しのとおり、県道側に2か所の取付けがございます。当然、村のほうとしても県道の計画されている高さを理解しつつ、敷地のほうの高さについても検討をしてみました。ただ、工事を進めるに当たっては、県道の工事の時期と村の工事の時期としては村の工事のほうが早いという認識の下、今の現道の県道にどのように両方取付けをするか。さらにはその計画をお持ちの県道の高さについてどのように擦り付けをしていけるのかという検討をして、高さ等の設定をしているところでございます。ただ、実際に工事が入るようになれば具体的に工事の方法とか、あとは影響範囲の部分をどうしていくのかというところを、県道側の工事とも打合せをしながら進めていくようになるのかなという状況でございます。

8番（佐藤八郎君） 道路との関係での地盤の高さというのは現状の感じかな、ちょっとやや下がりがみになるのか、道路高さと同じ地盤に上がるのか、右折レーンはつくという話ですけれども、カーブも交差点としてどういうふうな、これは1回で協議してきちんとやらないと、工事そのものは後になってもやっぱり長期的に見て、緩やかなカーブにちょっと

なっているものだから、交通安全上心配しているんです。信号の交差点も近いというのもあって、そういう意味で聞いております。

建設課長（高橋栄二君） 議員ご心配のとおり、若干あのカーブは緩くなるものの真っすぐにはならず、若干カーブは残るという状況でございます。県道の南側、カーブの外側ということになりますので、若干現道の高さよりも高くなるということですね。内側に内勾配がつくために、南側、カーブの外側が若干高くなるという状況でございます。そちらの高さをこちらでも把握をしまして、いずれ県道が出来上がる際にも高さ的に支障のないような地盤の設定をしつつ、工事を進めてまいりたいと。実際に接続する部分とかにつきましても、こちらの計画も示しながら県とも十二分に協議をして進めてまいりたいと考えております。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番（横山秀人君） 12月定例会の土地造成工事において、先ほどありましたけれども右折レーンが計画されているということですが、この右折レーンができることによって、例えば既存の建物に何かしら影響があるとか、交差点近くの進入路の位置がこのままでは問題があるとか、何か現時点で、この右折レーンができることによって何か変更になるような点、懸案事項というのはありますでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 右折レーンになって大きな課題になるというところは認識はしておりません。今も大型バスが回っているということもございまして、ただ若干、敷地側に県道側が食い込んでくるというところはあるのかなとは思っておりますが、大きな課題になるという認識はしてございません。

3番（横山秀人君） この建物が今度所有権が、村が建てるということですが、以前村の建物については災害保険というか、地震とか火災保険等が掛けられないというのを、前、役場修繕のときに聞いたと思うんですが、この施設については災害に対する保険等はどのような形になるのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 村が建てますので、公共だということで村がそういった保険を掛けるようになります。以前お話ししましたのは地震保険という、いわゆる共済がこういった公共の建物についてはないんですね。火災保険はございますので当然掛けますし、また地震の被害に遭った場合、その際は一応見舞金という形で、数%ですが出るという形になってございます。ですので、あの庁舎のときも報告はしましたが、やはり役場庁舎で瓦が大きくずれてというところで、やはり出された見舞金は非常に少なかったというところがございます。

なお、こちらの建物はそういったことがないようにしっかり、火災共済はしっかり掛けながら、万全な管理をしましてまいりたいと考えております。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

議長（高橋孝雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回飯舘村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後1時28分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年1月26日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 横山 秀人

同 会議録署名議員 佐藤 眞弘